

福井県屋外広告物条例 許可基準 一覧表

共通基準		・広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和する ・電飾設備を有するものにあつては昼間においても美観を損なわない ・容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したもの ・風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないもの ・景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域において、色彩は同法第8条第1項に基づき定められた事項に適合									
地域区分	第1種禁止地域		第2種禁止地域		第3種禁止地域		特定制限地域		許可地域		
数値基準	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	
自家用 広告物	屋上広告	× 設置禁止	1敷地 10㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ2m以下(※1)	1敷地 20㎡以下 (国定公園内) 1敷地 10㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ4m以下(※1)	1敷地 30㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ5m以下(※1)	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下(※1)		
	壁面広告	・1壁面の5分の1以下(※2) (屋上の塔屋等には設置不可)		・1壁面の5分の1以下(※2)		・1壁面の5分の1以下(※2)		・1壁面の5分の1以下(※2)	・1壁面の5分の1以下(※2)		
	広告板・ 広告塔	・高さ3m以下		・高さ5m以下		・高さ8m以下		・高さ8m以下、面積30㎡以下(※3)			
	突出広告	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない			
	はり札 のぼり 立看板	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		
案内 広告物	広告板・ 広告塔	× 設置禁止	距離及び 個数制限有 (※6)	【1枚設置の場合】 ・高さ2m以下、面積1㎡以下〔片面〕 ただし、特別豪雪地帯は高さ3m以下 【集約化して設置の場合】 ・高さ5m以下、面積5㎡以下〔片面〕(※4)	距離及び 個数制限有 (※6)	【1枚設置の場合】 ・高さ4m以下、面積3㎡以下〔片面〕 【集約化して設置の場合】 ・高さ5m以下、面積10㎡以下〔片面〕(※5)	距離及び 個数制限有 (※6)	・高さ8m以下、面積20㎡以下	・高さ10m以下、面積30㎡以下		
	電柱広告 (突出型)	× 設置禁止		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個			
	電柱広告 (巻付型)	× 設置禁止		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個			
	立看板	× 設置禁止		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上			
	壁面広告	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・1壁面の5分の1以下(※2) (屋上の塔屋等には設置不可)	・1壁面の5分の1以下(※2)		
一般 広告物	屋上広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・建物の高さの2分の1以下、かつ5m以下(※1)	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下(※1)				
	壁面広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・1壁面の5分の1以下(※2) (屋上の塔屋等には設置不可)	・1壁面の5分の1以下(※2)				
	広告板・ 広告塔	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・高さ8m以下、面積20㎡以下(※3)	・高さ10m以下、面積30㎡以下(※3)				
	突出広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない ・1壁面につき3個以下	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない ・1壁面につき3個以下				
	広告幕	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・面積30㎡以下 ・道路上空を横断する場合は縦1m以下	・面積30㎡以下 ・道路上空を横断する場合は縦1m以下				
	電柱広告 (突出型)	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個				
	電柱広告 (巻付型)	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個				
	はり札 のぼり 立看板	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上				
付加基準	—		規制対象となる信号交差点の周囲30mは一般広告物および案内広告物を設置禁止(商業地域等でも適用除外としない) ただし、重要交差点以外は、500m範囲内にある事業所等を案内する広告物は設置可能								
	—		・主要観光地23箇所の周辺100mは案内広告物を設置禁止 ・養浩館庭園、金ヶ崎城跡、吉崎御坊、丸岡城の周辺300mは眺望できる屋上広告(屋上の塔屋等の壁面に設置される広告物を含む)を設置禁止 ・塔型形状の屋上広告は設置禁止	・文化・教養施設15箇所の周辺100mは案内広告物を設置禁止 ・塔型形状の屋上広告は設置禁止	・足羽川右岸の視点場から眺望できる屋上広告は設置禁止 ・足羽山の視点場から眺望できる屋上広告は設置禁止 ・西山公園内の視点場から眺望できる屋上広告は設置禁止(屋上の塔屋等の壁面に設置される広告物を含む) ・塔型形状の屋上広告は設置禁止		・塔型形状の屋上広告は設置禁止				
商業地域等	禁止地域から除外しない		禁止地域から除外しない(道路沿線は禁止地域から除外)		禁止地域から除外		特定制限地域に指定した区域が優先		—		
留意事項	・他の禁止地域と重複する場合は、第1種禁止地域を優先 ・三方五湖の区域のみ 第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を適用		・第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第1種禁止地域を優先 ・三方五湖の区域のみ 第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を適用 ・第2種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を優先		・第1種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第1種禁止地域を優先 ・第2種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を優先		—		—		

※1 取付場所からの高さ ※2 上記の基準は1壁面の面積が100㎡を超える場合であり、1壁面の面積が100㎡以内の場合、表示面積は1壁面の面積の2分の1以内、かつ、20㎡以内

※3 住所地等内の一の敷地における表示面積(他人が表示(設置)するものの表示面積を含む)の合計が当該面積以内であること ※4 集約化した場合、一つの事業所等当たりの表示面積は、1㎡以内(合計2㎡以内)

※5 集約化した場合、一つの事業所等当たりの表示面積は、2㎡以内(合計4㎡以内) ※6 指定された道路の場合、最短経路接続地点から1km以内に2個以内、その他の地域の場合、事業所から1km以内に2個以内(住居専用地域の場合4個以内)